

2024年4月末日

## 送付状

エンターテインメント表現の会  
代表 坂井 崇俊

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は何かとお世話になり厚く御礼申し上げます。下記の通り、政策についての要望をお送りさせていただきます。ご査収頂ければと思います。

また、時期をみて直接お伺いさせていただく予定ですのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

一、要望書

一、(参考) 非開示決定通知書

以上

担当：坂井

090-1674-9099 | [info@afee.jp](mailto:info@afee.jp) | <http://afee.jp>

東京都品川区上大崎 2-15-19-306



## 要望書

エンターテインメント表現の自由の会  
代表 坂井崇俊

弊会は「東京都青少年の健全な育成に関する条例」について、下記の通り「不健全」の文言の変更も含めた条例改正に向けた会派間の議論を加速することを要望する

### 記

不健全図書指定制度は昭和39年から約60年続く制度である。この間、日本社会は大きく変容し、青少年健全育成に対する考え方も大きく変わった。さらに、平成2年には「児童の権利に関する条約」が発効され、子どもを権利の主体とする立場も定着している。東京都においても令和3年に制定された「東京都子ども基本条例<sup>1</sup>」においても同様の考えが示されている。

しかしながら、不健全図書指定制度について根本から見直されることはなく、また、その効果自体も検証されていない<sup>2</sup>。さらに審議会に子どもの直接の代弁者はおらず、その審議会でも不健全指定された図書は昨年度で6冊のみ（うち、当初主に想定されていたと思われる男性向けは1冊）とピーク時の4%以下に留まっている。このことから、この制度が現代の要請に応えるものであるか疑問が残る。それと同時に、我々一般消費者に対し不利益となる事象も明らかになってきた。弊社としては、この機会に「不健全」の呼称を含め現代の青少年健全育成に真に沿った条例に改めるべきと考えている。

具体的課題として、制度の趣旨と乖離している「不健全図書」という名称が、当該図書の存在自体が条例違反であると都民に誤解を与えていることで、条例の規制対象ではない漫画家が批判の矢面に立たされている。また、不健全図書指定されると、大手のネットショップで指定された図書の取り扱いが終了し、18歳以上の成人の消費者の購入の機会が奪われるなど表現の自由に対する懸念も明らかになっている。

以上のことから「東京都青少年の健全な育成に関する条例」について、「不健全」の文言を含めた条例の改正に向けた会派間の議論の加速を要望するものである。

以上

---

<sup>1</sup> 東京都子ども基本条例

(子どもの意見表明と施策への反映)

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

<sup>2</sup> 「不健全図書の指定による青少年の環境の整備により、青少年の健全な育成が図られたという客観的な事実がわかる資料一式」について「作成および取得し  
ておらず存在しない」(令和3年8月「非開示決定通知書(3都安総都第178号:東京都知事)」); 別紙ご参照

3都安総都第178号  
令和3年8月5日

非開示決定通知書

エンターテイメント表現の自由の会 代表 坂井崇俊 様

東京都知事

小池 百合子



令和3年7月22日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	青少年健全育成条例に定める不健全図書の見定による青少年の環境の整備により、青少年の健全な育成が図られたという客観的な事実がわかる資料一式（直近10年）
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため非開示とする。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	
4 事務担当課	都民安全推進本部 総合推進部 若年支援課 電話 03-5321-1111 内線 21-725
5 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。